



長野県報

8月5日(月)
平成25年
(2013年)
第2494号

目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称及び所在地の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の休止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	3
クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定（食品・生活衛生課）	3
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働・N P O課）	5
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市計画課）	5
一般競争入札（住宅課）	8
漁業法に基づく公聴会の開催（内水面漁場管理委員会）	9

告示

長野県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部 守一

1 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
シンビ堂中軽井沢薬局	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2842-7	平成25年6月1日
高原医院	長野県上伊那郡南箕輪村5586番地2	平成25年5月1日
芦澤整形外科	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字中条12205番地2	平成25年5月1日
丸子くるみ薬局	長野県上田市長瀬2827	平成25年4月1日
やざわ歯科医院	長野県飯田市鼎中平3188番地1	平成25年5月1日
はばざか薬局	長野県飯田市羽場坂町2345-39	平成25年6月1日
茅野横内薬局	長野県茅野市ちの2808-2	平成25年5月3日
そうごう薬局穂高店	安曇野市穂高柏原1122-10	平成25年6月1日

2 指定訪問看護事業者

名称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074番地	飯山赤十字訪問看護ステーション	長野県飯山市大字飯山226-1	平成25年5月1日

地域福祉課

長野県告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項		変更新年月日
		新	旧	
山田歯科クリニック	長野県諏訪郡原村5703	長野県諏訪郡原村5703	長野県諏訪郡原村5677-1	平成25年6月1日
小林内科医院	長野県松本市里山辺1556番地6	長野県松本市里山辺1556番地6	長野県松本市里山辺1556番地2	平成25年5月1日
メンタルサポートそよかぜ病院	長野県上田市塩川3057番地1	メンタルサポートそよかぜ病院	医療法人清泰会滝澤病院	平成25年6月1日

地域福祉課

長野県告示第425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部 守一

診療所

名称	所在地	休止年月日
上條医院	長野県諏訪市湖岸通り1-6-7	平成25年4月28日

地域福祉課

長野県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
高原医院	長野県上伊那郡南箕輪村5586番地2	平成25年4月30日
芦澤整形外科	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字中条12205番地2	平成25年4月30日
辰巳屋平林薬局	長野県大町市大町3281	平成25年5月31日
アイン茅野横内薬局	長野県茅野市ちの字下川原2808-2	平成25年5月2日

地域福祉課

長野県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
関島 昭光	長野県飯田市上郷黒田2010-8	平成25年6月1日
唐澤 教之	長野県伊那市狐島4046 B201	平成25年4月1日
佐藤 直幸	長野県佐久市長土呂1239-1	平成25年6月1日
松島 豊	長野県千曲市大字稻荷山962-2	平成25年7月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
関島治療院	長野県飯田市上郷黒田2010-8	平成25年6月1日
中央接骨院	長野県伊那市中央5073-3	平成25年4月1日
あさま整骨院	長野県佐久市長土呂1239-1	平成25年6月1日
ゆたか整骨院	長野県千曲市大字稻荷山962-2	平成25年7月1日

地域福祉課

長野県告示第428号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定します。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部 守一

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 井 元 弘
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日、内容並びに会場の名称及び所在地

- (1) 第I型クリーニング師研修及び業務従事者講習
ア 開催年月日、内容及び会場

開催年月日	内 容	会場の名称及び所在地	
平成25年 9月29日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	松本市	長野県松本労働者福祉センター 松本市中央4-7-26
平成25年 10月3日(木)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	佐久市	長野県佐久労働者福祉センター 佐久市佐久平南4-1
平成25年 10月16日(水)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	伊那市	長野県伊那合同庁舎 伊那市荒井3497
平成25年 10月27日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	長野市	ホテル信濃路 長野市中御所岡田131-4

イ 受講料

- (7) クリーニング師の研修 5,000円
(1) 業務従事者に対する講習 4,500円

(2) 第II型業務従事者講習

ア 受講対象者、内容及び受付期間

受講対象者	内 容	受付期間
遠隔地に居住する者	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	平成25年9月1日から 平成25年10月31日まで

イ 受講料

- (7) クリーニング師の研修 5,000円
(1) 業務従事者に対する講習 4,500円

食品・生活衛生課

長野県告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

飯山市

2 都市計画事業の種類及び名称

飯山都市計画下水道事業 飯山市公共下水道（木島処理区）

3 事業施行期間

平成27年2月21日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

長野県安曇野建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年8月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年8月5日

長野県安曇野建設事務所長 油井均

1 道路の種類 県道

2 路線名 柏原穂高線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高柏原4513番の1地先から 安曇野市穂高8424番の1地先まで	旧	m 4.6~9.6	km 0.2078
同上	新	5.4~14.0	0.2078

道路管理課

生活排水課

長野県松本建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年8月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年8月5日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

1 路線名 波田北大妻豊科線

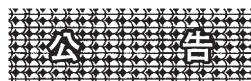
2 供用を開始する区間

松本市波田字上島1015番の2地先から

松本市波田字上島1255番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成25年8月5日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人安曇野東山包美術館

3 代表者の氏名

井澤新一

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人安曇野東山包美術館

3 代表者の氏名

師岡昭二

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡池田町大字会染7700番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、岡秀行コレクションの展示と共に安曇野を愛する芸術家の作品の展示に関する事業を行い、地域の文化、産業の振興に貢献し、情操豊かな夢と希望のある社会の創造に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成25年9月1日（日）午後1時00分から

(2) 場所 長野市大豆島総合市民センター 多目的ホール（長野市大字大豆島1054-1）

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）

3・4・13号長野菅平線

平成3年長野県告示第249号で決定した計画の一部について、道路線形及び延長の変更による区域の一部を変更します。

(2) 讀書案の閲覧

平成25年8月5日（月）から平成25年8月19日（月）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。